

国見町下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月10日

国見町長 村上利通

#### 国見町規則第4号

国見町下水道条例施行規則の一部を改正する規則  
国見町下水道条例施行規則(平成7年国見町規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「昭和43年」の次に「国見町」を加え、「第28条」を「第25条」に改める。

第5条第5号中「取扱う」を「取り扱う」に改め、同条第6号中「地下室、」を「地下室」に改める。

第6条第1項第1号前段中「。」を削り、同項第2号前段中「。」を削り、同号イ中「、用途及び」を「及び用途並びに」に、「並びに」を「、」に、「、浴場」を「及び浴場」に改め、同号ウ中「枡、」を「枡及び」に改め、同号エ中「、ポンプ」を「及びポンプ」に改め、同項第3号前段中「。」を削り、同号後段中「、及び」を「及び」に改め、同項第4号前段中「。」を削る。

第7条第1号中「ます」を「枡」に改める。

第9条第2項中「場合」の次に「において」を加える。

第14条第1項中「公共下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届(第15号様式)」を「国見町水道条例施行規程(令和8年国見町規程第1号。以下「水道規程」という。)第5条に規定する上下水道使用異動届」に改める。

第16条第3号中「については」の次に「、」を加える。

第21条第1項本文中「下水道使用料減免申請書(第22号様式)」を「町長が別に定める場合を除き、水道規程第20条に規定する上下水道使用量軽減申請書」に改める。

第15号様式を次のように改める。

第15号様式(第14条関係)

上下水道使用異動届

第 22 号様式を次のように改める。

第 22 号様式（第 21 条関係）

上下水道使用量軽減申請書

附 則

この規則は、令和8年2月10日から施行する。